



## 新潟県条例第15号

### 新潟県都市公園条例の一部を改正する条例

#### 第1条 新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動後別表細目」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）が存在する場合には当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には当該移動後別表細目を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

	改 正 後	改 正 前
(行為の制限)		(行為の制限)
<b>第2条</b> 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。	<b>第2条</b> 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。	<b>第2条</b> 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場(北側)若しくは多目的運動広場(南側) 又は新潟スタジアム若しくは野球場内に広告物を表示すること。	(6) 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場(北側)若しくは多目的運動広場(南側) 又は新潟スタジアム若しくは野球場内に広告物を表示すること。	(6) 新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム又は野球場内に広告物を表示すること。
2～5 (略)	2～5 (略)	2～5 (略)
<b>第11条</b> (略)	<b>第11条</b> (略)	<b>第11条</b> (略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)
3 第1項の規定にかかわらず、新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場(北側)、多目的運動広場(南側)、新潟スタジアムのグラウンド若しくはスタンド又は野球場のグラウンド(以下この項及び第15条の5第7項において「特定施設」という。)の使用の許可を受けた者が入場料を徴収する場において、別表第2第5号の表から第7号の表まで又は第9号の表に規定する入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額(以下この項において「加算使用料」という。)を納めなければならない。	3 第1項の規定にかかわらず、新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場(北側)、多目的運動広場(南側)、新潟スタジアムのグラウンド若しくはスタンド又は野球場のグラウンド(以下この項及び第15条の5第7項において「特定施設」という。)の使用の許可を受けた者が入場料を徴収する場において、別表第2第5号の表から第7号の表まで又は第9号の表に規定する入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額(以下この項において「加算使用料」という。)を納めるときは、特定施設を使用した日(2日以上にわたり連続して使用する場合にあつては、最後に使用した日)の翌日から起算して、7日以内に規定する入場料の収入総額を知事に報告するところにより入場料の収入総額を知事に報告するところにより、30日以内に規定する入場料の収入総額を納めなければならない。	3 第1項の規定にかかわらず、新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアムのグラウンド若しくはスタンド又は野球場のグラウンドの使用の許可を受けた者が入場料を徴収する場において、別表第2第5号又は第7号の表に規定する入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額(以下この項において「加算使用料」という。)を納めるときは、グラウンド又はスタンドを使用した日(2日以上にわたり連続して使用する場合にあつては、最後に使用した日)の翌日から起算して、7日以内に規定する入場料の収入総額を知事に報告するところにより、30日以内に規定する入場料の収入総額を納めなければならない。
(利用料金)	(利用料金)	(利用料金)

第15条の5 (略)

2・3 (略)

4 利用料金は、別表第2第3号の表から第10号の表までに掲げる施設についてはこれらの表に定める額、規則で定める附属設備については規則で定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

5・6 (略)

7 前項本文の規定にかかわらず、特定施設の使用の許可を受けた者が入場料を徴収する場合において、第4項の規定により別表第2第5号の表から第7号の表まで又は第9号の表に規定する入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額の範囲内で指定管理者が定める額（以下この項において「加算利用料金」という。）を納めるときは、特定施設を使用した日（2日以上にわたり連続して使用する場合にあっては、最後に使用した日）の翌日から起算して、7日以内に規則で定めるところにより入場料の収入総額を指定管理者に報告するとともに、30日以内に加算利用料金を納めなければならない。

8・9 (略)

別表第1 (第1条の6関係)

公園名	公園施設	供用日	供用時間
新潟県立 鳥屋野潟 公園	(略)	(略)	(略)
	多目的運動広場 (南側)		(略)
	(略)		(略)
(略)			

別表第1の2 (第5条の2関係)

公園名	有料公園施設
新潟県立鳥屋野潟公園	(略)
	多目的運動広場 (南側)
	(略)
(略)	

第15条の5 (略)

2・3 (略)

4 利用料金は、別表第2第3号の表から第8号の表までに掲げる施設についてはこれらの表に定める額、規則で定める附属設備については規則で定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

5・6 (略)

7 前項本文の規定にかかわらず、新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアムのグラウンド若しくはスタンド又は野球場のグラウンドの使用の許可を受けた者が入場料を徴収する場合において、第4項の規定により別表第2第5号又は第7号の表に規定する入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額の範囲内で指定管理者が定める額（以下この項において「加算利用料金」という。）を納めるときは、グラウンド又はスタンドを使用した日（2日以上にわたり連続して使用する場合にあっては、最後に使用した日）の翌日から起算して、7日以内に規則で定めるところにより入場料の収入総額を指定管理者に報告するとともに、30日以内に加算利用料金を納めなければならない。

8・9 (略)

別表第1 (第1条の6関係)

公園名	公園施設	供用日	供用時間
新潟県立 鳥屋野潟 公園	(略)	(略)	(略)
	多目的運動広場 (南側) (専用使用の場合に限る。)		(略)
	(略)		(略)
(略)			

別表第1の2 (第5条の2関係)

公園名	有料公園施設
新潟県立鳥屋野潟公園	(略)
	多目的運動広場 (南側) (専用使用の場合に限る。)
	(略)
(略)	

別表第2 (第10条関係)

(1)・(2) (略)

(3) 第2条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合

区	分	単 位	金 額
(略)			
ロケーション又は業	(略)	(略)	(略)
として写真の撮影を			
すること。			
新潟県立鳥屋野潟公	競技会、集会、展示会そ	表示面積 1	1,300円
園	の他にこれらに類する催し	平方メートル	
多目的運動広場	を行う際、表示する広告	につき1日	
(北側) 又は多目的	物		
運動広場 (南側) に			
広告物を表示するこ			
と。			
(略)			

(4) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合 (新潟県立鳥屋野潟公園  
多目的運動広場 (北側)、多目的運動広場 (南側)、新潟スタジアム、サブグラ  
ウンド及び野球場を除く。)

区	分	単 位	金 額
新潟県立鳥			
屋野潟公園			
(略)		(略)	(略)

(5) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合 (新潟県立鳥屋野潟公園  
多目的運動広場 (北側) に限る。)

区	分	単 位	金 額

別表第2 (第10条関係)

(1)・(2) (略)

(3) 第2条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合

区	分	単 位	金 額
(略)			
ロケーション又は業	(略)	(略)	(略)
として写真の撮影を			
すること。			
(略)			

(4) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合 (新潟県立鳥屋野潟公園  
新潟スタジアム、サブグラウンド及び野球場を除く。)

区	分	単 位	金 額
新潟県立鳥		1時間	420円
屋野潟公園			840円
	多目的運	青少年	210円
	動広場	その他	420円
	(北側)	青少年	420円
		その他	420円
	多目的運	青少年	840円
	動広場	その他	210円
	(南側)	青少年	420円
		その他	420円
(略)		(略)	(略)

営利を目的としな い場合	全面使用	青少年 その他	1 時間	1,000円 2,000円 500円 1,000円	入場料を 徴収する 場合は、左 に掲げる 額に入場 料の収入 総額に100 分の5を 乗じて得 た額を加 算した額
	半面使用	青少年 その他		営利を目的 としない 場合の使 用料の額 の2倍に相 当する額	
営利を目的とする場合					
(6) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野湯公園 多目的運動広場（南側）に限る。）					
営利を目的としな い場合	全面使用	青少年 その他	単 位 1 時間	2,000円 4,000円 1,000円 2,000円	入場料を 徴収する 場合は、左 に掲げる 額に入場 料の収入 総額に100 分の5を 乗じて得 た額を加 算した額
	半面使用	青少年 その他		営利を目的 としない 場合の使 用料の額 の2倍に相 当する額	
営利を目的とする場合					
(7)	(略)				
(8)	(略)				
(9)	(略)				
(10)	(略)				
備考	(略)				

第2条 新潟県都市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動後別表細目」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動前別表細目」という。）が存在する場合は当該移動後別表細目を当該移動前別表細目とし、移動後別表細目

- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- 備考 (略)

に対応する移動別表細目が存在しない場合には当該移動後別表細目を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p><b>第2条</b> 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場(北側)若しくは多目的運動広場(南側)又は新潟スタジアム、<u>野球場若しくはスケートパーク内に広告物を表示すること。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(有料公園施設の使用の許可)</p> <p><b>第5条の2</b> 別表第1の2に掲げる公園施設(以下「有料公園施設」という。)で次に掲げるもの以外のもの及び規則で定める有料公園施設の附属設備(以下「附属設備」という。)を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 新潟スタジアム、サブグラウンド及びスケートパーク(専用使用(排他的な使用をいう。以下同じ。)の場合を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p><b>第10条</b> 次に掲げる者は別表第2に掲げる額の使用料を、附属設備の使用の許可を受けた者は規則で定める額の使用料を納めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟スタジアム、サブグラウンド及びスケートパークの使用(専用使用を除く。)をしようとする者</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(行為の制限)</p> <p><b>第2条</b> 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場(北側)若しくは多目的運動広場(南側)又は新潟スタジアム若しくは<u>野球場内に広告物を表示すること。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(有料公園施設の使用の許可)</p> <p><b>第5条の2</b> 別表第1の2に掲げる公園施設(以下「有料公園施設」という。)で次に掲げるもの以外のもの及び規則で定める有料公園施設の附属設備(以下「附属設備」という。)を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 新潟スタジアム及びサブグラウンド(専用使用(排他的な使用をいう。以下同じ。)の場合を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p><b>第10条</b> 次に掲げる者は別表第2に掲げる額の使用料を、附属設備の使用の許可を受けた者は規則で定める額の使用料を納めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟スタジアム及びサブグラウンドの使用(専用使用を除く。)をしようとする者</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

第11条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（北側）、多目的運動広場（南側）、新潟スタジアムのグラウンド若しくはスタンド、野球場のグラウンド又はスケートパーク（以下この項及び第15条の5第7項において「特定施設」という。）の使用の許可を受けた者が入場料を徴収する場合には、別表第2第5号の表から第7号の表まで、第9号の表又は第10号の表に規定する入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額（以下この項において「加算使用料」という。）を納めるときは、特定施設を使用した日（2日以上にわたり連続して使用する場合は、最後に使用した日）の翌日から起算して、7日以内に規則で定めるところにより入場料の収入総額を知らせるものと、30日以内に加算使用料を納めなければならない。

(利用料金)

第15条の5 (略)

2 指定管理者による管理の場合には、次に掲げる者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

(1) (略)

(2) 新潟スタジアム、サブグラウンド及びスケートパークの使用（専用使用を除く。）をしようとする者

(3)・(4) (略)

3 (略)

4 利用料金は、別表第2第3号の表から第11号の表までに掲げる施設についてはこれらの表に定める額、規則で定める附属設備については規則で定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

5・6 (略)

7 前項本文の規定にかかわらず、特定施設の使用の許可を受けた者が入場料を徴収する場合において、第4項の規定により別表第2第5号の表から第7号の表まで、第9号の表又は第10号の表に規定する入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額の範囲内で指定管理者が定める額（以下この項において「加算利用料金」という。）を納めるときは、特定施設を使用した日（2日以上にわた

第11条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（北側）、多目的運動広場（南側）、新潟スタジアムのグラウンド若しくはスタンド又は野球場のグラウンド（以下この項及び第15条の5第7項において「特定施設」という。）の使用の許可を受けた者が入場料を徴収する場合には、別表第2第5号の表から第7号の表まで又は第9号の表に規定する入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額（以下この項において「加算使用料」という。）を納めるときは、特定施設を使用した日（2日以上にわたり連続して使用する場合は、最後に使用した日）の翌日から起算して、7日以内に規則で定めるところにより入場料の収入総額を知らせるものと、30日以内に加算使用料を納めなければならない。

(利用料金)

第15条の5 (略)

2 指定管理者による管理の場合には、次に掲げる者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

(1) (略)

(2) 新潟スタジアム及びサブグラウンドの使用（専用使用を除く。）をしようとする者

(3)・(4) (略)

3 (略)

4 利用料金は、別表第2第3号の表から第10号の表までに掲げる施設についてはこれらの表に定める額、規則で定める附属設備については規則で定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

5・6 (略)

7 前項本文の規定にかかわらず、特定施設の使用の許可を受けた者が入場料を徴収する場合において、第4項の規定により別表第2第5号の表から第7号の表まで又は第9号の表に規定する入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額の範囲内で指定管理者が定める額（以下この項において「加算利用料金」という。）を納めるときは、特定施設を使用した日（2日以上にわたり連続して使

り連続して使用する場合にあっては、最後に使用した日)の翌日から起算して、7日以内に規定するところにより、30日以内に加算利用料金を納めなければならない。

8・9 (略)

別表第1 (第1条の6関係)

公園名	公園施設	供用日	供用時間
新潟県立鳥屋野潟公園	野球場	(略)	午前9時から午後9時まで
	スケートパーク		午後1時(日曜日、土曜日及び休日)にあつては、午前9時から午後9時まで
(略)			

別表第1の2 (第5条の2関係)

公園名	有料公園施設
新潟県立鳥屋野潟公園	(略)
	野球場
	スケートパーク
(略)	

別表第2 (第10条関係)

(1)・(2) (略)

(3) 第2条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合

区	分	単位	金額
(略)			
新潟県立鳥屋野潟公園野球場内に広告物を表示すること。	(略)	(略)	(略)
新潟県立鳥屋野潟公園スケートパーク内	競技会、集会、展示会その他これらに類する催し	表示面積1平方メートル	1,300円

用する場合にあっては、最後に使用した日)の翌日から起算して、7日以内に規定するところにより、30日以内に加算利用料金を納めなければならない。

8・9 (略)

別表第1 (第1条の6関係)

公園名	公園施設	供用日	供用時間
新潟県立鳥屋野潟公園	野球場	(略)	午前9時から午後9時まで
(略)			

別表第1の2 (第5条の2関係)

公園名	有料公園施設
新潟県立鳥屋野潟公園	(略)
	野球場
(略)	

別表第2 (第10条関係)

(1)・(2) (略)

(3) 第2条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合

区	分	単位	金額
(略)			
新潟県立鳥屋野潟公園野球場内に広告物を表示すること。	(略)	(略)	(略)

に広告物を表示する	を行う際、表示する広告	につき1日
こと。	物	
	その他の広告物	表示面積1 平方メートル につき1年
		34,000円

(4) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（北側）、多目的運動広場（南側）、新潟スタジアム、サブグラウンド、野球場及びスケートパークを除く。）

(5)～(9) (略)

(10) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園スケートパークに限る。）

区	分	単 位	金 額
営利を目的としない場合		1時間	4,500円
営利を目的とする場合			入場料を徴収する場合は、左に掲げる額に入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額を加算した額
			営利を目的としない場合の使用料の額の2倍に相当する額

(11) 新潟スタジアム、サブグラウンド、スケートパーク及びび体育館（専用使用の場合を除く。）並びにプールを使用する場合並びに観賞展示温室に入館する場合

区	分	単 位	金 額
(略)			
サブグラウンド	(略)	(略)	(略)
スケートパーク	生徒等	1人につき	450円
		1回	900円
	定期券による使用	生徒等	5,500円
		その他	10,500円
(略)			

(4) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（北側）、多目的運動広場（南側）、新潟スタジアム、サブグラウンド及び野球場を除く。）

(5)～(9) (略)

(10) 新潟スタジアム、サブグラウンド及びび体育館（専用使用の場合を除く。）並びにプールを使用する場合並びに観賞展示温室に入館する場合

区	分	単 位	金 額
(略)			
サブグラウンド	(略)	(略)	(略)
(略)			

備考 (略)	備考 (略)
--------	--------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条並びに次項及び附則第3項の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の第11条第3項及び別表第2の規定（第10条に係る場合に限る。）は、第1条の規定の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の第15条の5第7項及び別表第2の規定（第15条の5に係る場合に限る。）は、第1条の規定の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。



